

大阪広域水道企業団監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第 1 項及び第 4 項の規定により執行した監査の結果を、同法第292条において準用する同法第199条第 9 項の規定により公表する。

令和 7 年 2 月 3 日

大阪広域水道企業団監査委員 小林 依子
同 石崎 一登

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和 5 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 監査対象機関

所管部局	監査対象機関	
経営管理部	経営管理部	村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター、藤井寺水道センター、泉南水道センター、四條畷水道センター、大阪狭山水道センター、阪南水道センター、豊能地域水道センター、忠岡水道センター、熊取水道センター、田尻水道センター、岬水道センター、太子水道センター、河南水道センター、千早赤阪水道センター
事業管理部	事業管理部	
議会事務局	議会事務局	
監査委員事務局	監査委員事務局	

(3) 監査の実施日

令和 6 年 7 月 9 日から同年 9 月12日まで

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

3 問合せ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階
(TEL (06) 6944-8024)

大阪広域水道企業団監査委員事務局